

第三日 平成二十四年十二月二十日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これからから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十四年度藤崎町一般会計補正予算（第三回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十五号を採決いたします。報告第十五号はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十五号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第二、議案第七十三号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

大変分厚いもので、ちょっと理解を深めたいという意味でお聞きいたします。

まず、理由としては地域主権改革法の中で介護保険法が一部改正されたということなんですけれども、地域の実情を踏まえて都道府県、政令市、市区町村が条例によって定めることとなりましたというふうになっておるんですけれども、

これは藤崎町も定めるし、青森県も定めるしとかという形なんでしょうか。この地域密着型サービス事業については、藤崎町、市町村だけが定めるんでしょうか。その辺はどういう法令の関係になっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利議員のご質問にお答えを申し上げます。

端的に申し上げます、今回上程いたしましたこの件に関する条例については市町村が主体になりますので、市町村が定めるということになります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

民生教育常任委員会に配付された資料を私は見ておるのですけれども、介護保険法の趣旨を踏まえて過剰な義務づけなどの追加は基本的に行わず、厚生労働省令の規定に準じて行ったものでありますというふうに、次の議案も含めて説明書きされてあったんですけれども、そうすればほとんど同じ、いわゆる厚生労働省といいますか、今までのそれをほとんど同じだということなんですか。いわゆる設備の基準だとか、それから人員の基準だとか、そういうふうにほとんど同じ、全く同じなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

基本的な部分に関しては、常任委員会にお示しした資料のとおりでございますが、一部市町村の考え方を入れ込んでございます。その入れ込んだ内容につきましては、ほとんどが事業者のほうで保管しなければならない記録等の簿冊がございます。その簿冊が現在国が示している保存年限が二年間となっておるものを五年間に市町村の考え方としてそこは直して制定してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私はそこはわからなかったんですけれども、非常に結構なことではないかなというふうに思っております。

そこでお聞きしたいんですけれども、地域密着型サービス事業というのは、私の、これを細かく読んでいけばどういう事業が対象になるのかというのはわかるんでしょうけれども、概略、五つか六つの事業といいますか、従来のホームヘルプ、市町村が行う在宅サービスというか、それが中心だと思うんですけれども、在宅サービス、ホームヘルパーによる通常の在宅サービス、それから夜間の対応型の訪問介護、それからグループホーム、デイサービスなどが考えられるんですけれども、この地域密着型サービス、具体的には町としては手をかけていないというか、直営でやっていない場合がほとんど多いですよ。多いんですけれども、地域密着型介護サービスという、その内容を最後にお聞きしたいと思います。どういう内容なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時七分

---

再 開 午前十時七分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

今、私、ご答弁申し上げる部分を浅利議員が既にもうおっしゃってしまいましたので、ちょっと先にご質問の中で出てきましたそういうサービスが市町村が今この条例で制定することになっておりますところの地域密着型サービスというものでございまして、浅利議員のご質問のまた重複のような形になりますが、小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型共同生活介護、一般的にはグループホームと、それから認知症対応型通所介護、デイサービスと、夜間対応型訪問介護、それから地域密着型特定施設入居者生活介護等々がございまして、特養老人ホームとかそれから介護老人ホームとかそういうものとは、いわゆる施設とはまた違う居宅系のものがございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第七十四号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第七十五号藤崎町都市公園の配置及び規模に関する基準並びに公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第七十六号藤崎町公営住宅法施行条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第七十七号藤崎町道路法施行条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七十八号藤崎町水道法施行条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この条例を見ますと、いわゆる布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事にかかわって、それを監督できる資格といえますか、こういうことになっておるんですけれども、今までと端的に言えばどの辺が変わったんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えします。

地域主権一括法によって、今まで国の施行規則で決まったものをそっくりそのまま水道法施行条例を制定しまして町の条例で定めるということになりましたので、今回のこういった提案になりました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

例えば藤崎町では布設工事監督ができる資格者というのは、町全体でもいないんですよね。いるんですか。それとも水道課にそういう職員がいらっしゃるんですか。その辺は現状はどうなっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

現状では、上下水道課職員は布設工事監督者の資格者はありません。したがって、工事発注したときにそういった業者をお願いして監督していただくという形式になっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

水道技術管理者の資格というのも第四条にもあるんですけれども、例えば十年以上技術上の実務に携わっていたというような人もそういう対象になるんだというようなことを許しているんですけれども、いずれにしてもじゃあ仕事をやる上では、工事をやる上では業者に発注、施工管理も含めてやってもらっているという現状だというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えします。

水道技術管理者については、一名しております。それは、第四条の（六）番に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とありますので、現在上下水道課には一人おりますので、そのことに関しましてはきちんと資格者がおりまして監督しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十九号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

百五十六ページのところに書いてあるんですけども、第六条のところでしょうか、入居者が身体障害者である方については二十一万四千元、当該災害発生の日から三年を経過した後は十五万八千元に改めるというふうになっておるんですけども、今の現状はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）



建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

こちらの条例につきましても地域主権の関係の条例の改正でございまして、この金額については現行とは変わっておりません。これは今回の条例でそれを金額としてお示ししたということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八十号藤崎町下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第八十一号藤崎町報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決いたします。議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八十二号藤崎町外国語指導助手の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決いたします。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八十三号常盤ふるさと資料館あすか設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決いたします。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八十四号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第八十五号藤崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決いたします。議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第八十六号藤崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決いたします。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八十七号藤崎町消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決いたします。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第八十八号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決いたします。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第八十九号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決いたします。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第九十号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十号を採決いたします。議案第九十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第九十一号藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十一号を採決いたします。議案第九十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第九十二号藤崎町コミュニティプラザ（ぽっぼら）の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二百二ページのところに、ぽっぽらに関する事業計画書が町商工会中田勝美氏より提出されております。そして、休日は年中無休だというふうになっておるのであります。実際、この年中無休というのはどういうことなのか。施設を開放していれば無休だという意味なのか。

次に、業務内容で各種販売業務、占有に係る業務、そして芸能発表等のサポートというふうになっておるのですけれども、私の認識では芸能発表のサポートというか、そういうこともやっていますけれども、あるいはまた喫茶といいますか、ラーメンだとかそばだとかの提供もやっておるんですけれども、この占有に係る業務というのはどういうことなんですか。業務になるんですか、これ。占有に係る業務となっていますが、どういう内容なんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

このぽっぽらという施設はJR奥羽本線の北常盤駅に併設された施設でございますので、駅を利用する方が年中無休で利用できるということがこの施設の意義でございます。ですので、年中無休ということでございます。

それから、業務内容でございます。占有に係る業務と、占有でなくて占有でございますけれども、これは必ずしも食堂やまたはそういう施設を利用するだけでなく、ふだんの人でもその場所において列車の待合時間ですとか、そういったことに活用できるときにその場所を占有するということに関して商工会がお世話すると、またはその施設を開放して利用者の便宜を図ることがその占有ということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

占有ではなくて占用と、私は訂正させていただきます。

併設しているんですけれども、ぽっぽらのところは独自にやっているわけですね。今までも商工会さんに委託してきたと。さらに、商工会さんからその業務執行者といいますか、それ途中でかわった経緯もあるんですけれども、町としてはどういうふうに、この商工会に指定管理をお願いしたけれども、どういうふうにして評価して、再指定管理をお願いするわけなんですけれども、どういうことを要望しているのか、その辺ははっきりさせていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

商工会に再指定する際に当たりまして、本年度ぽっぽらの指定管理の運営状況についてモニタリングをしております。商工会は今までぽっぽらを管理していく中でB評価という形で、町のためにまたは施設利用者のために一生懸命頑張っているという評価でしたが、私ども町の評価としてはC評価ということで、もっと利用者に応えるべきだというふうな評価を与えてございます。今後はこのことにつきましても、また管理運営上、またいろんな人に指定管理者が委託させると、または管理させるというようなことに関しましても、もっと町と連携をとって地域の利用者のために応えていくよう努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十二号を採決いたします。議案第九十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第九十三号負担付き寄附の受納の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回は非常におもしろいといえればちょっと正確でないかもしれませんが、現金給付と、これにはないですけども、いわゆる給食センターにポンプ槽のタンクといいますか、こういうのは寄附されておるわけでございます。それで、本議案の負担付き寄附の受納の件と、これは用語のことからいきましょう。寄附の条件と書かれております。寄附者は、これ町内会ですので、白子町内会、現金を寄附すると、二十五年四月三十日までの間に現金を寄附するんだと。町は、寄附物件を採納した日から平成二十六年三月三十一日までに、（仮称）駐車場整備事業を実施するものとするということで、自治法に基づいて提案されているんですけども、町は寄附物件をとあるんですけども、これは正確じゃないんじゃないですか。物件じゃないでしょう。お金を寄附するんでしょう、これ。お金は物件なんですか。まずそのことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この議案をつくるに際しまして非常に悩みました。初めてのケースでしたので、もし表現が間違っているのであれば訂正したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）



浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そして、問題は何か委員会で聞いたときには、先例もないんだというお話でございました。でも可能なんだというお話でありました。それで、問題は負担付き寄附のことだわけでありまして。つまり、ここでいきますと駐車場整備事業をするんだということなんですけれども、土地は百坪相当だというふうにお聞きしているんですけれども、問題はさらにそれをただ単に設置するだけでいいのか、それでいいと言っているのか、あるいは舗装までして初めてこの整備事業という、そういうものなのか。あるいはさらにまた何か融雪、小学校あたりにはやっていますよね。そこまでやることなのか、どこまで約束、負担を求めているのか、その辺についてお聞きいたします。負担の内容です。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この案件を可決いただければ、その後直ちに当初予算のほうでその事業の全体を予算計上して、三月定例会のほうに提案したいというふうに考えております。内容としては、駐車場として使える機能としては舗装までを考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

平田町長にお尋ねします。

前にも農道整備のときに、その農道整備する園地の方々が園地を寄附して農道の拡幅をやった事例とかもあります。今回もこういう、本来であれば行政が責任を持ってやらなければだめなものの一部だと私思うんですけれども、寄附を受

けてやっていくという、こういう厳しい財政を鑑みてこういう形になっているんだと思うんです。そしてまた、早く現実してほしいという地域住民の思いもあると思います。このことに対して町長のお考え、お気持ちを一言だけ聞かせていただけますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今回の議案に関しては、前々から白子地区の町内会のほうでいろいろ話が出ていたみたいでありました。皆さんもご存じのとおり、あそこのセンターでいろいろお悔やみ等があれば非常に駐車場が狭く、道路に車を乱立して駐車しているというようなのが現状であります。よって、まずは用地取得する分の寄附債務をまず町でいただくと。そして皆さんのご理解のもとに、この議案が可決になった後は三月の本格予算にその整備を計上していきたいということで、まずは今後ますますこういうような要望が出ると思いますので、受益者負担も相当分していただいて、なおかつ行財政改革しながら、できる範囲で協力していくというのが私の基本的なスタンスでございます。ご理解いただきたいと思います。

○町長（平田博幸君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

地域のコミュニティ施設、二年ほど前ですか、さまざま改修も含めて施設にとっては大規模改修に匹敵するような改修工事もいたしましたし、またそういうふうに行っているんですけれども、何か今の町長の話を知ると、地元負担も求めてというふうなことになっているんですけれども、しかし、例えば小野さんのところの三集落施設でも駐車場が狭いとか、さまざまあるように見受けられますけれども、いずれにしても基本的にそういう必要があれば町で手当てをすると、コミュニティをつくっていく上でそれぐらいは必要だよと、駐車場これぐらいは必要ですよと、それ以上広くするので

あれば当該町内会が負担するとかということはあるんですけども、何か基本的にこういうのが当たり前になるということは余りよいことではないんでないかなというふうに私は思っているんですけども、再度町長の認識をお聞きしたいと思います。

もう一点だけ。その予定地というのは上物はないんですね。そのこと、二点お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず一点目ですけれども、地域の強い思いを早い時期にかなえるべきときは、若干受益者の負担があっても私は今後いいんであろうと、そう思っております。基本的には一〇〇%町で全てのコミュニティ施設の改修やらあるいは駐車場整備を全てやったとなれば、これは幾ら財源があってももちません。そういう思いで白子の町内会の皆さんも町内会でよくお話しして、早く整備したいということでこういうような寄附行為になったということをご理解いただきたいと思います。

それから、二点目の駐車場整備でございますので、建物は一切ございません。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十三号を採決いたします。議案第九十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第九十四号平成二十四年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、二十ページでございます。十款教育費の工事請負費、主に給食センターにかかわることでございます。

この浄化槽改修工事費というのが、四百五十万円ほど見積もって予算化されていたけれども減額されたという内容は、どういうことなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山精逸君）

これにつきましては、業者のほうから寄附採納をいただきましたので、そのまま全て減額しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

寄附採納をいただいたというのはありがたいことなんでしょうか、これ。確かに意味がわからないという人もあるでしょうけれども、従前のタンクといいますか浄化槽が役に立たないというか、そういうようなことがあったから寄附採納があったんですか。あるいはまた容量が足りなかったんですか。何かRAB開発さんというのは実際設計を担当した業者ですよね。ですから、お聞きしたいことは、浄化槽改修工事寄附採納あったという寄附採納をした理由というのは何なんですかということをお聞きしています。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山精逸君）

これにつきましては、この食器洗浄とかのとき洗浄水が大量に出るということで、浄化槽の容量が足りないので、原水ポンプ槽といいますけれども、それを増設していただいたものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もっとちゃんと、容量が足りないような工事であったということなんでしょう。ここまで来ていけば素直に言ったほうがいいんじゃないんですか。じゃあ担当が悪いというよりも、あるいは施工業者が悪いというよりも設計業者が設計の見積もりそのものが足りなかったんでしょう。それを見抜けなかったということなわけでありますから、率直に認めて、認めるのは認めたほうがいいですよ、これ。

その同じページのところに床、滑りを防ぐ加工の材料百六十九万円買ったんだと。材料ですよ。そうすると、その材料を給食センターの所長を初め、やるわけじゃないんでしょう。材料を買って、誰かが工事をするんでしょう、これ。誰が工事するんですか。職員がやるんですか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山精逸君）

これにつきましては、冬休みと春休み期間に施工業者で床の補修工事をするようになっております。その機会に防滑加工をするのであれば、材料のほうを支給していただければ業者のほうでそのついでにその他の経費を取らずに施工する

ということで、協議して決まったものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

工事の後のいわゆる瑕疵担保責任と申しますか、その期間を過ぎている時期にもなっているんだらうと思いますけれども、工事の施工業者の南建設でしたか、その業者の方がやるということなんですか。何か協議が整ったという言い方をしておりましたので、誰と誰がどう協議したいんですか。はっきりさせてください。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山精逸君）

私も初め教育長とも一緒に協議しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

最後に一つ。教育長も協議に加わっている、あるいは協議を主導したのかもしれませんが、経過を説明してくださいよ。はっきりさせてくださいよ。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

この給食センターにつきましては、私が昨年就任してからこの議会でも不都合のところはさまざま指摘されてまいりま

した。それで、R A B 開発が施工管理したということで、会社と話をしまして、これまで瑕疵の期間は過ぎたけれども、施工業者の責任としてこれから給食センターの不都合を直してもらえないかというふうな協議をしました。業者そのものも責任を感じて、じゃあ我々のほうで誠意を持って改修させていただくということでこのような経過になっております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

十九ページの備品購入費ですけれども、電子黒板購入費千四百五十万ほど計上されていますけれども、これはどういう経過、経緯のもとに購入することになったのか、伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

これは国のほうで二〇〇〇年十一月に I T 基本法、高速情報通信ネットワーク社会形成基本法というのが制定されております。それに伴って、各学校ではコンピューターのほうを導入してまいりました。さらに、そのコンピューターを導入した、それをまた利用するために文部科学省ではデジタルテレビあるいは子供の情報活用能力の育成を図るために、そういう電子黒板等の導入も国のほうで展開しているということから導入の経緯になったわけでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

いただいた資料によりますと、各学校で二百万から三百万ほどの予算で千四百五十万ほどになったということなんですけれども、この千四百五十万というのは妥当かどうかというのは別にして、その上のスクールバスの購入費の減額があるんですけれども、同じく千四百五十万ほどなんですけれども、この金額に合わせたのか、それとも各学校の電子黒板の積み上げでこの金額になったのか、その辺はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

各学校から、その電子黒板を導入するに当たってメーカーのほうのデモンストレーションもやってございます。これは八月の末頃にデモンストレーションを行っております。それで、学校の先生方にそれを見ていただいて、各社でのメリット・デメリットを実際に体験していただいて、それで導入するということになりました。それで、教育委員会としても一括して全部同じものを各学校に提供するということになると、その先生方の使いやすいものがもっとあるのにこれだと使いにくいとかそういうことも考えまして、各学校からそれぞれ機種については提示していただいております。それに伴うソフトについても、各学校のほうから要望をいただいております。それで積み上げたものがこういう金額になったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今の答弁では、先に金額ありきではないということみたいなんですけれども、こういう高額な買い物は私は最初から計画を立てて、当初予算で計上して買うのが正規の政策的なやり方だと思うんですけれども、あたかもお金が余ったから買うというふうに見受けられないわけでもないんですけれども、その辺はどのように考えているのか。千四百万以上でもっ



と高いものも、高くてもっといいものもあるかも知れないし、もっと安くて学校現場ではこの程度でちょうど使いいよというものもあるかもしれませんので、その辺はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

実はこの電子黒板については、平成二十一年度で経済危機対策の事業でこういう事業がありました。ただ、協議したところ、まだ時期尚早ということでこの電子黒板については当町では見送られたという経緯がございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

じゃあ最後に、十分この電子黒板が活用されて、なおかつ後でもっといいものがあったのにとか、そういう後悔の弁が出ないように活用されることを期待しております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きします。電子黒板って笑っちゃいけないんですけども、これも時代おくれになるんじゃないんですか、これ。例えばどういう機能を持っているんですか。こういうふうに今のタブレット端末といいますか、こういうふうにやれば出てくるようなものなんですか。あるいは字を消しなさいと言えば消えるんですか、これ。どういう機能を持っているんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この電子黒板の主な特徴といたしましては、画面に直接書き込みができるということ、あとその書き込みしたものを保存できるということです。それで、保存することによってその次に画面が変わっても、また再度同じものを出すことができる。また、それを印刷することもできる。それと、画面を拡大して教科書に載っている例えば写真だとか、それをもう少しさらに拡大してこの特徴を先生方が教えるというような、そういうふうな機能も持っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保存できるというの、いいかどうか、どういう内容を保存するかによるんですけども、これ電子黒板ですね、私がお聞きしたいのは機能面で電子黒板、どこのメーカーのものを使って、メンテナンスというのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

これは先ほども言いましたけれども、各学校のほうでそれぞれ違ったメーカーのものを要望しております。メンテナンス等についてはこれからということになるんですが、この予算が通ればこれから入札をして、今年度で導入したいというふうに思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ二つだけ。じゃあ各学校がそんなに違う、どういうふうな各メーカーになっているんですか。各学校やったら何ぼでもわからないでとったから高くなるんですよ。

もう一つ聞きたいのは、この電子黒板というのはインターネットと接続して画像を取り込んだり拡大したり、そういう機能はあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

まず、メーカーでございますけれども、藤崎小学校ではウチダのものを使いたいということです。それと中央小学校ではシャープを使いたい。それと常盤小学校ではエプソンのものを使いたい。それと藤崎中学校ではプラスのものを使いたい。明德中学校ではウチダのものを使いたいというふうになってございます。

それと、これはパソコンとプロジェクターと、パソコンからプロジェクターにつないで、プロジェクターから画面を出すというふうなことでございまして、インターネット等にもつなげればその画面をそのまま映すこともできるというようなことでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

今話を聞きますと、メーカーが多分にあるということで、現場の話を聞いてそういうふうにしたんだと。意味はわかりますけれども、結局学校の先生って人事異動があるわけですね。せば、きのうもちょっと言ったんですけれども、一律同じメーカーにすれば、私は入札をかけて安くもなると。そして今のデジタルソフトだってそのとおり、毎年一年

二年後にまたソフトが変わるということになればまたお金もかかると思うんですけども、その点の認識として購入する際の一括で業者をメーカーを選択して、町では教育委員会ではこの方式で学校側にやってくださいということってなかったんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この一括購入については、他町村でも一括購入して導入しているところがあるというふうに聞いております。ただ、その学校によってはこれは使いにくいのでそのまま眠っているというケースもまたあるようでございます。それと、ソフトの面でのことだと思うんですけども、これはデジタルソフト、例えば国語・算数・理科・社会、地図だとかいろんなものの要望がございます。これを毎年更新するかということは、それはないかと思えます。基本的には国語であっても、例えばよく試験に出てくる括弧に何かを入れなさいとか、間違っているところを線を引きなさいとか、そういうふうな使い方になるかと思えますので、基本的にはそういうところでの使い方になるので、ソフトそのものは毎年更新するというふうなことではないと思えます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

先ほどから話になったその電子黒板なんですけれども、やっぱり直接子供たちに教えている先生方の意見というのは私、本当に大事にしたいと思っていますんですよ。行政がいくというよりも直接児童生徒に教えている、ましてや各学校、各クラスによって、例えば算数が強いクラスもあれば国語が弱いクラスもあったりして、その中で先生たちが多分いろんな検討をしてソフトを選んだと思います。問題は、我々危惧するのは、先ほどから話聞くに、物事与えられたはんでっ

てちゃんと使いこなしていくことをきちんとしてから、私の今発言は教育長なり教育委員長にお願いの発言ですけれども、現実きちんとして運用されているのかを今後我々が検討していかねばだめだと思っております。それは先ほどお話ししたように、教育委員会でもそうだと思います。きのう民生教育常任委員会でも、これができるときには学校視察をして実際どういうもんだんだかと、現場で見たいという意見もあるので、ぜひともこれを活用して子供たちの学力向上に役立てていただきたいと思っております。これはもう一段階になれば、例えば先ほど浅利議員からあったタブレット端末に直接流したりして、これで具体的に言うと授業をしていくという、そういう形態もやっている学校も実際あるんですよ。ですから、子供たちに対しての環境整備は、これは次世代を担っていく子供たちのためですから、これ多分町長の意見後からまた聞きますけれども、そういった面では私は必要だと思っておりますので、ただ活用ちゃんとできるかできないかを今後きちんとして指導検査していただきたいということの要望です。町長から一言。

○議長（野呂日出男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

相馬議員は一括入札のコストダウン、あるいは鶴賀谷議員等においてはまさしく現場の声を優先するべきだという話。私は、このことに関してはやっぱり現場の声を優先するべきだと考えています。そして、宝の持ちぐされにならないために、もう各学校に配置したらやっぱり研修会やらそういうものを作って子供たちに生きた教育をしていただきたいという思いで、それは教育委員会でちゃんと考えていると思っておりますので、ご心配なさらなくてください。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十四号を採決いたします。議案第九十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第九十五号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十五号を採決いたします。議案第九十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第九十六号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十六号を採決いたします。議案第九十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第九十七号平成二十四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

四十八ページのところですね、継続費として新会計システム構築事業八百六十四万ほど計上されているんですけども、二十四年度、二十五年度になっておるんですけども、これどういう、今年度はどういうのをやって次年度は七百万ほど、次年度はどういうようなことをやるのか、事業内容といいますか、そのことをお聞きします。

関連して、今までは東芝さんでシステムやっていたんですけども、これは富士通系統といいますか、こういう方向に切りかえるんですよね。そういうふうになるのかどうか、その辺二点お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

この二年間の継続費を組んでおりますけれども、その主な内容としましては会計システムの導入費、それと今、地方公営企業法が大幅に改正されることに伴いまして、町の条例等をやっぱり改正する必要があるということ例規の整備費、それと新会計制度移行支援費、それと固定資産整理分ということで予算計上しております、これ年度を区切るんじゃないくて、これを継続して二年間にわたってやっていきたいということでございます。

それともう一点でありますけれども、東芝はどうするのかということでもありますけれども、機種選定する場合はやはり東芝を含めた数社による比較検討していきたいということで考えております。ただ、価格のみではなくてやはりシステム導入手法とか、今言いました会計規則とか会計見直しも入りますので、そういったシステム導入時の会計規則、規定等の見直しの支援業務、そういった点とか、やはり藤崎町における過去五年間の実績、当然東芝は平成十年から二十年度まで町の総合行政システムをやったわけですけども、これから撤退したということも選択の一つになってくるのか

など。それとあと環境対策、あるいはまた導入体制でありますけれども、東芝であれば仙台がサポート拠点になっていきますので、そういうことをもろもろ考えて機種選定をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

時間節約のためにはっきり言います。私は本会計に賛成できません。理由は、一般質問でも言いましたけれども、水道料金の減額そのものが予算化されていないからであります。自然災害だ、不可抗力だというふうな論が理由の一つになっておりますけれども、自然災害とダムなどをつくった人間、あるいは化学肥料も含めたさまざまな富栄養化物質、そういうものの複合災害だというふうに認識しておりますので、結果責任は商品を提供している以上とるべきであるというふうに思っておりますので、水道料金の減額に少しも応えていないので賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第九十七号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第九十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第九十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第九十八号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十八号を採決いたします。議案第九十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第九十九号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十九号を採決いたします。議案第九十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第百号藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

特定非営利活動法人藤崎町文化協会を指定管理者に選定する議案でございます。二百十五ページの指定管理収支計画書（案）というのが添付されております。その中で、賃金三千四百三十六万ほど計上されております。いずれにしても、事業をやるのは人間でございます。あるいはまた集団であります。事業管理をするということと運営をするということですね。それで、これは職員外というふうになっておるんですけれども、人員体制についても前のページにも書いてお

るんですけれども、これ総勢何人になるんですか。何人で文化センター、ずーむ館、資料館あすか、これを運営しているんですか。正職員何人、パート職員何人、その内訳を明記していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

正職員が十三名、パート職員が六名でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

前のページのところで、例えば文化センターの場合パート職員二名（夜間等警備職員）と書いているんですけれども、この夜間警備職員、これもこの特定非営利活動法人藤崎町文化協会が夜間警備職員も抱えてやるということなんですか。こういうふうに書いていますけれども。どういうふうに理解すればいいんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

夜間の警備につきましても、NPO法人文化協会のパート職員さんにやっていただくという事の予定です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現状はその警備の職員はどうなっているんですか。町で直接警備会社に委託するとか、そういうふうな方式になっているんだと思っておるんですけれども、現状はどうなって、そしてどのように変わるのかということをもうちょっと関係者、説明してください。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

現状でございますが、文化センターそれからふれあいずーむ館につきましては警備業務につきまして外部委託をしております。その内容といたしましては、人的警備それから機械警備によっております。それから、資料館あすかにつきましては機械警備のみとなっております。今回の申請の内容としましては、人員警備の部分、これにつきましては協会職員でやっていきますと。機械警備のみ外部委託という形になります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

藤崎町ではスポーツプラザとか体協に指定管理者制度をお願いしている施設も今あります。今これが文化センター初め、今度はまた民間に指定管理者制度をとという形の中で運営その他をお願いすると。今まで行政でやってきたものを民間に移ると、指定管理者制度を使う理由というのは、私自身、個人的には二つあると思います。要は歳出の削減が見込まれること、そしてまた提供しているサービスが今以上に向上すること、この二つがなければ私は指定管理者制度に行くことがなかなか難しいんでないかと私個人的には思っているんです。

そこで、町長にお尋ねします。きのうの民生教育常任委員会でもこの話ありました。私は先ほど述べた二つの観点からいくと、指定管理者制度にして町民になるほど何かサービスよくなったな、こういうことが私非常に大事だと思うんですが、具体的に図書館の利用時間についてでございます。この資料を見ますと、午前九時から午後五時までという形の中で、なかなかサラリーマンが会社終わって行くには五時に閉めるということは利用しづらい。また、私、弘前の人にも何人か言われたんですけども、藤崎の図書館は非常に利用がしやすいと。なぜかという、駐車場がすぐあって、そんな込んでいないしという形で、また本の内容がすばらしいというので、弘前でありながらわざわざ藤崎の図書館を利用している方も私現実覚えていますので、そういった点においてこの指定管理者制度にお願いするときに、何とかそういうサービス面の向上のところまで町長のリーダーシップを発揮して検討していただきたいと思っているんですが、町長のお考えをお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今、町長指名でございますので、生涯学習課長さんは後ほど心してください。

まず、第一番目には利用者のために民間の力を活用していくということ、これは基本的には鶴賀谷議員の考え方、全く同じでございます。まずはコストダウンももちろんでございますけれども、なぜ指定管理に踏み出したかという、今、文化協会は四十九の団体があります。趣味的な団体、あるいは子供たちに本の読み聞かせとか、あるいは文化の継承とか、いろいろやっています。もろもろそういうパワーを生かしながら文化振興にさらに一歩踏み出すということで、私は文化協会に指定管理を今までもお願いしてきましたし、これからもお願いしていく考えでいます。ただ、日曜日の利用時間等については若干一年二年やってみて、多くの町民あるいは県民の方から要望が相当出てきたら、そのときまた考えるべきもので、今の現状では今までの時間体制では考えています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きします。

今の現状では考えていませんでは何か物足りないですね。つまり、保育所でも働く人たち、お母さんたちが働きやすいような環境をつくるために延長保育だとか、行政自身も努力したし、それよりも先駆けて民間の保育所そのものが努力して受け入れをやったわけであります。五時というのは、これは変えてもらわなきゃだめですよ。一、二年だなんて言っただけで、半年一年以内に変えてもらうぐらいの必要性があると思います。私も常盤の議員のときはよく利用しました、藤崎の図書館をですね。今余り利用していません。それでも利用しているほうかもしれませんけれども。その点で、例えば休館日ってありますでしょう。毎週月曜日ですよと。ところが毎月第三日曜日はまた休みですよと。これ役場のときと同じでしょう。じゃないんですか。私の理解が間違っているんですか。こういうのは役場のときと同じようなことからやりますよということ、善意に解釈すればですよ。なんですよけれども、やっぱりそこは新たに民間として踏み出していく、その意気込みといいますか、そういうのがもっともあってしかるべきなのかなと思っております。

聞きたいことは、五時で閉めるんじゃないかと、少なくとも六時ぐらいまではやらないと、いわゆる町民に親しまれるものにさらに進んでいかないだろうということと、それから毎月第三日曜日がなぜ休館日になっているのかということについて、二点お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

まず休館日、毎月第三日曜日の休館日ですが、休館日につきましては毎週月曜日、それから第三日曜日。その翌日の月曜日はこれは開館日ということで、その週の第三日曜日の翌日の週の月曜日は開館と、そういう運用でございます。

それから、利用時間の延長等についてでございますが、先ほど町長のほうからは予定していないということでございましたが、これにつきましてはまずは平日の夜間につきましては現在五時で閉館ということになっております。この時間につきましては、一時間ないし二時間延長していただきたいということで、現在文化協会のほうと協議中でございます。ぜひ四月からそれを実現したいというふうに考えて、今後また詰めていきたいと思っております。その辺まだはっきり決まっておきませんので、町長のほうからは予定ないということの答弁になったものでございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

この問題は私が一番取り上げたんですから、先ほど課長からも答弁ありましたけれども、そこの中で私が町長にそこを強くお願いしたくて私あの発言したんです。ですので、そこは先ほど私言いましたけれども、町長のリーダーシップを発揮して町民に親しまれやすい公共施設を目指して、ぜひともまずはサービスの向上、図書館の時間延長を強く町長からもお願いしていただけますように私のほうからご要望申し上げます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私は要望ではありません。ぜひ、時間延長については取り組むということですので、最大限尊重しておきたいと思っております。それで、正職員十三名、パート六名ということで、何か夜間の警備職員まで、そこまで抱えるのが適正なのかどうかという問題意識はあるんですけれども、待遇面といいますか、これは何をもとにして正職員の待遇というのを決める、役

場の臨時職員なら臨時職員の待遇をベースにしてやるんだとか、その辺は、幾らですか、三千四百三十六万の中の範囲内でやるというようなことが回答だと思うんですけども、しかしながら今まで行政が直接タッチしてやって、そして民間に委託するのであれば、その賃金ベースなり、それぐらいははっきりさせていただきたいと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

賃金の基本の考え方でございますが、今のところ現在体育施設の指定管理、NPO体育協会に担っていただいておりますが、そちらの職員の賃金等を基本にして考えてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この役員名簿も申請書類にはあるわけですね。実際運営していくのは文化協会の方が中心になって、役場の人もスタッフに加わっていくんだろーと思っておりますけれども、その中で役場の臨時職員として働いている人が何人ぐらいこの文化協会のほうに行くといいますか、そういうふうな形になるんでしょうか。そうでないと三月なら三月で仕事を打ち切りというふうなことにもなりかねないんですけども、その辺はどういう兼ね合いになっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

これはまだ確定しているわけではございませんが、九名ほど役場の臨時職員から文化協会の職員に移行ということが予定されてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

体協の職員の賃金ベースというのは何を基準にしたのか私はちょっと記憶が定かでなくなっただけですけれども、いずれにしても九名も臨時職員あるいはパートの方が行くわけですので、待遇面、処遇の面でも十分配慮された内容を詰めていただきたいということ、これは私からの要望でございます。

最後にお聞きしたいことは、現状のスタッフで基本的にはやりくりしていくんだというふうになっているんですけども、その申請書の中で緊急時の体制ということで、館長以下連絡体制をとってやるんだと、適宜対応するというふうになっております。また、状況によっては町教育委員会と連携して対応を図るといふようなことでございます。教育委員会が可決された段階では指定管理のほうを担当するといひますか、いふふうなことなんだと思ひますけれども、状況によっては連携して対応を図るといふのは例へばどういふことを想定していらっしゃるんでしょうか。緊急の場合、あるいはまたは今まで取り組んできた行事、例へば体協あたりだば駅伝だとか県大だとかは町で基本的に今も責任を持ってやっていますよね。そういうことなのか、状況によってはいふのはどういふケースを想定していらっしゃるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）



緊急時の体制でございますので、第一にはやはり事故とか災害とか、そのような事案が発生した場合を想定してございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百号を採決いたします。議案第百号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告願います。奈良岡文英総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

総務産業常任委員会報告をします。

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る九月二十七日、常任委員会を開催し、除雪及び農業生産基盤整備について審査いたしました。

除雪については、平成二十四年度藤崎町除雪事業委託の変更点について説明がありました。変更点の主なものとしては、委託路線が昨年度十五工区から常盤地区で一工区ふえて十六工区となったことと、及び四トン級及び九トン級の重機を使用する工区で業務委託契約額の変更があり、また十三トン級の工区が新たに設けられたことが説明されました。また、契約内容の変更点についても説明があり、一斉出動回数を基準とする委託額の変更、監督員による現地調査制度の導入、除雪車両の保管場所規定の廃止、歩道除雪業務委託契約の追加などについて説明されました。委員からは、今回見直し

た工区について除雪作業の終了時間の均衡がとれるよう、今後も見直していくことなどが要望されました。

次に、農業生産基盤整備に関しては、福島徳下地区圃場整備事業及び福館地区圃場整備事業の現地視察を実施いたしました。このうち福島徳下地区に関しては、受益面積が九十四・九ヘクタールあり、総事業費が十二億四千百万円規模であること、国が五〇％を負担、県が二七・五％を負担、町が一〇％を負担し、受益者負担は一二・五％となっており、平成二十三年度から二十八年度までの計画で進んでいることが説明され、ちょうど実施されていた面工事の現場も視察いたしました。また、福館地区については受益面積が約十九ヘクタール、総事業費が六億六千八百万円、国が五〇％を負担、県が二七・五％を負担、町が一〇％を負担し、受益者負担は一二・五％となっており、平成二十三年度から二十八年度までの計画で進んでいることが説明され、こちらは工事施工が収穫後ということで、昨年度排水路工事の施工状況を視察いたしました。各地区とも受益者負担の一二・五％分は担い手への面的集積を進めることによって負担軽減を図ることができるため、この点が今後の課題であるということが話し合われました。また、各地区とも工事等順調に進捗している印象を受けました。

以上で、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告願います。清水孝夫民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員長（清水孝夫君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十月十一日、常任委員会を開催し、環境衛生について審査し、黒石地区清掃施設組合の現地視察を実施いたしました。

黒石地区清掃施設組合のごみ焼却施設は、昭和六十三年三月に竣工しておりますが、平成二十一年度を実施した精密機

能検査において処理能力の低下や焼却炉内の損耗等、各所に経年劣化が進んでいることが判明しており、この老朽化した設備等の更新、修繕を行い、十五年程度の延命化を確保すること等を目的に、平成二十三年度から二十五年までの三カ年継続事業で総事業費約二十億円余りをかけてごみ処理施設基幹的設備改良事業を実施しております。

今回の視察では、この改良事業の全体計画について詳細にわたる説明があり、ごみ投入扉油圧装置及びごみクレーン等の受け入れ供給設備、バーナー本体等の燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、ろ過式集じん機等の排ガス処理設備等、各設備ごとに更新、修繕内容が説明されました。また、ごみ焼却施設の改良事業現場はダイオキシン対策等のために見ることができませんでしたが、ごみ処理の現状等を監視室から視察することができました。このほか施設組合からの青森市の脱退協議の件も現在の協議の状況について説明がありました。

以上で、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会の報告が終わりました。

日程第三十一、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十二、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申し出のとおり決定しました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十四年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時三十九分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 前 田 信 一

署名議員 清 水 孝 夫

署名議員 鶴 賀 谷 貴